

本県を巡る社会経済状況の変化に関する県民意識調査 委託業務仕様書

1 業務の名称

本業務の名称は、「本県を巡る社会経済状況の変化に関する県民意識調査」とする。

2 目的

2020年11月に策定した「あいちビジョン2030」（以下：ビジョンという。）においては、感染症のリスク拡大や人口減少の進行、第4次産業革命の進展などの将来展望のもと、重点的に取り組む政策の方向性を示している。

本県においては、ビジョンの的確な進行管理を行うため、2022年度には「あいちレポート2022」を策定するなど、本県を巡る社会経済状況の変化の分析を行っているところであるが、こうした状況の変化が、県民の意識や行動に影響を与えていることが想定される。

このため、「働き方」や「暮らし」といった県民生活に身近な事柄に係る意識について、社会経済の状況変化がどのような影響を与えているのか、調査・分析し、ビジョンに掲げためざすべき愛知の姿の実現に向けた取組のフォローアップにつなげていく。

3 業務内容

(1) 社会経済状況の変化を踏まえた、県民の働き方や暮らしの意識に関するインターネットアンケート調査の実施

愛知県在住者を対象に、ビジョン策定後の社会経済状況の変化から主要なテーマを設定し、インターネットアンケート意識調査を実施する。なお、各テーマについて、県民生活に身近な「働き方」や「暮らし」といた観点の設問を作成する。また、アンケート結果をもとに、クロス集計による分析などにより、定量的に県民の意識の変化や愛知県の課題等を明らかにし、それに対応する県の取組を整理する。

<調査対象>

20歳から69歳の愛知県在住の方

<調査項目（例）>

（With/Afterコロナ）

【働き方】 コロナ禍を経た、仕事に対する価値観やキャリア意識の変化

【暮らし】 コロナ禍を経た、消費行動の変化や今後の意向

(デジタル化・DX)

【働き方】 デジタル技術を学ぶなど、リスクリングに対する意向

【暮らし】 行政が個人データを集約し活用することへの不安の有無
(少子高齢化)

【働き方】 高齢者になったときの就労の継続や雇用形態の希望

【暮らし】 結婚・出産・子育ての支障になると考える要素
(多様性)

【働き方】 多様な人材と共に働くことに対する意識

【暮らし】 家庭における男女の役割に対する考え など

(2) 専門家へのヒアリング調査の実施

(1) の調査から得られた結果を評価・検証するため、最適な専門家にヒアリング調査を実施する。

(3) 業務実施に当たっての留意事項

- 業務については、(1) のアンケート調査を中心に実施することとする。
特に、分析に必要な標本数が十分に確保できるように工夫すること。
- アンケート調査の主要なテーマや質問項目の設定、調査結果の分析については、委託者と十分に協議しながら進めること。
- (2) のヒアリング調査については、(1) のアンケート調査を補完する観点から、効果的・効率的に評価・補足できる専門家を提案し、委託者と協議しながら実施すること。

4 業務のスケジュール

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 2023年4月下旬 | 調査開始・設問検討 |
| (2) 2023年7月 | アンケート実施 |
| (3) 2023年8月 | 集計・中間報告 |
| (4) 2024年2月 | 報告書案提出 |
| (5) 2024年3月上旬 | 最終報告提出 |

5 納入成果品

(1) 進捗状況報告

- ・調査の進捗状況について、随時報告する。

(2) 中間報告

- ・電子データ（アンケートの集計データ（単純集計として、グラフ化等を行ったもの））を記録したCD-R等 1式

(3) 最終報告

ア 報告書

- ・冊子（100 頁程度） 10 部
- ・電子データ（MSワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイル）を記録したCD-R等 1式

イ 参考資料（調査過程で収集・作成・整理した図表、グラフ、イラスト、写真、分析に使用した統計データ）

- ・電子データ（MSワードやMSエクセル、MSパワーポイント等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイル）を記録したCD-R等 1式

※ 報告書は日本工業規格A4判で簡易製本、図面・グラフ等は適宜カラー印刷とする。概要版は日本工業規格A4判で、カラー印刷（製本は不要）とする。

※ 最終報告に当たっては、別途指示する日までに原稿案を委託者に提出し、その内容について十分調整すること。

6 納入場所

愛知県政策企画局企画調整部企画課

7 委託業務期間

契約の日から2024年3月20日まで

8 見積金額

4,000,000円を上限とする（消費税及び地方消費税の額を含む）。

9 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、調査の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、委託者と協議した上、業務実施に係る業務計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- (3) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属すること。
- (4) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠つ

たことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

- (5) 本業務に係る検査等が行われる場合は、協力すること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (7) 本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。